

Health advocacy for reducing smoking rates in Hamamatsu, Japan

浜松地区住民の喫煙率低減に向けた Health adovocacy

こどもをタバコから守る会・代表
政令市浜松の健康政策を支援する会・代表理事
浜名医師会・理事 加藤医院・院長
加藤一晴

主旨

我が国では喫煙規制(健康日本21・健康増進法第25条【受動喫煙の防止】・たばこ規制枠組み条約(FCTC))が実施された。しかし、2020東京オリンピック開催を控えても世界基準の喫煙規制は達成できていないのが実情である。

2007年に政令指定都市になった浜松市だが、中部地方では名古屋市に続く2番目の規模(人口80万人)にもかかわらず、喫煙対策は進んでいなかった。

地域喫煙対策には、1)未成年喫煙防止 2)禁煙支援はもちろんであるが、3)社会環境禁煙化の重要性が指摘されている。

筆者らは20年以上、社会環境の禁煙化に心血を注いできた。結果、これらのpopulation approachにより住民喫煙率を低減せしめ、僅かながら健康寿命の延伸の側面サポートをすることができた。

今回は地域禁煙化としての総説を記し、Hypertension Research に掲載されたので報告する。

<https://doi.org/10.1038/s41440-020-0418-0> REVIEW ARTICLE Review Series - Rationale and Practical



浜松市における社会環境禁煙化を目指した、20年間の取り組み

The LANCET, Japan Special Issue (September 2011) Japan(Fig1)で示されるように、日本人の喫煙と高血圧が死因の2大原因である。特に、社会環境禁煙化(population approach)は効果的である。

- 1)20年以上の地域小学校喫煙防止教育 → 無煙世代は3000人に昇る。(Fig2)
喫煙者が何時発病するのか(Fig3) 低下している成人喫煙率。(Fig4)
- 2)地域最大のイベントである息(おき)神社祭典喫煙対策の推進。
毎年、自治連合会幹部に受動喫煙対策を進言し、5年後には露天商にも支援の輪を広げた。
(Fig 5・6・7)
- 3)教師が教育施設(小・中・高)でも、受動喫煙対策が可能であるようにCDRを150枚作製。(Fig8)
- 4)新聞投稿などの世論喚起により、JR浜松駅南口・北口浜松マナーの撤去。(Fig9)
- 5)浜松タクシー協会 (Fig10)、受動喫煙防止サミットIN浜松 (Fig11)により住民啓発。
- 6)東京オリンピック開催 (Fig12) 小規模飲食店受動喫煙対策。(Fig13)
- 7)国体(Fig14)・花博(Fig15)・空港(Fig16)・園芸博(Fig17)への喫煙対策アプローチ。
- 8)浜松市民喫煙率。(Fig18)
- 9)3期連続健康寿命No1。(Fig19)



Two major determinants of adult mortality from noninfectious diseases and disorders are smoking and hypertension

Number of non-communicable diseases and extrinsic deaths associated with risk factors in our country in 2007

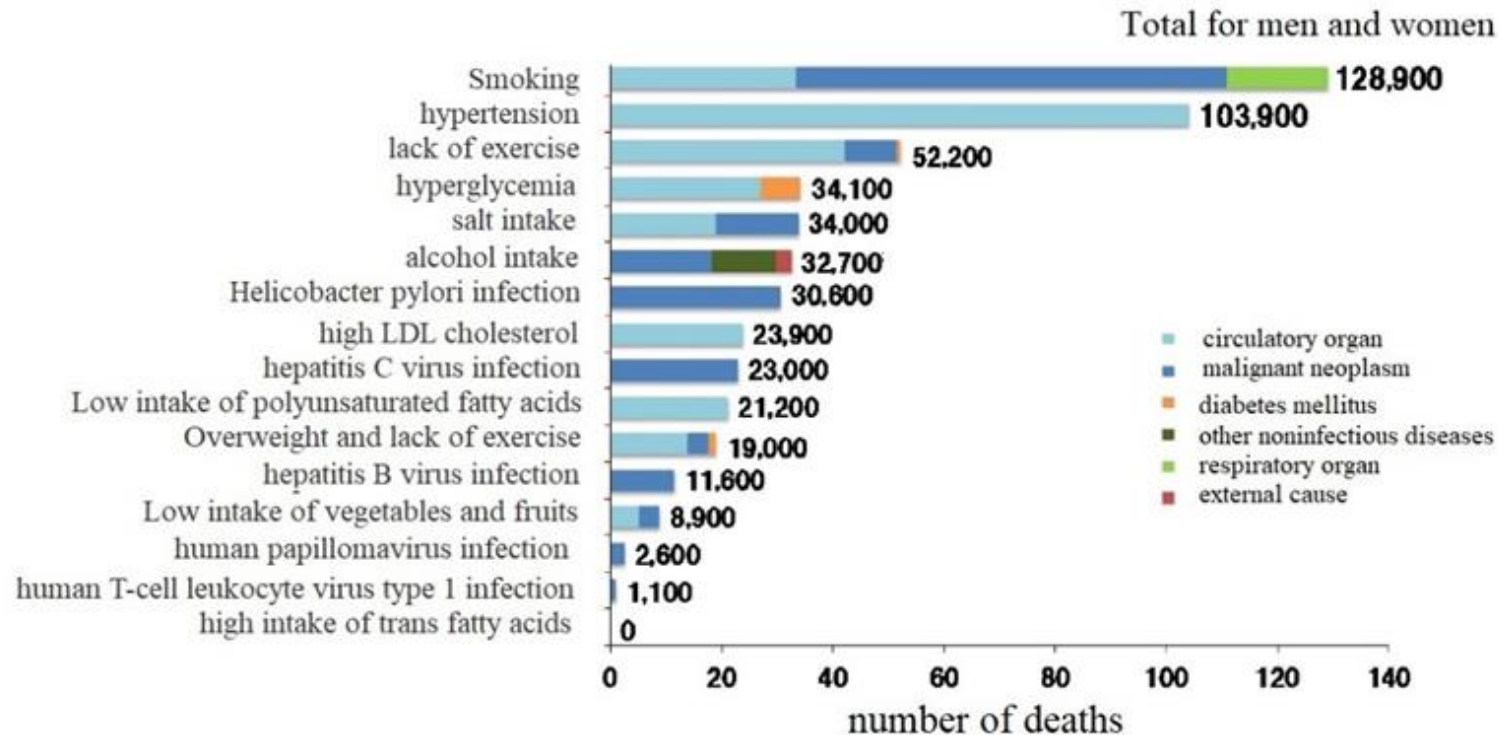


Fig1

The LANCET, Japan Special Issue (Septembr 2011) Japan: 50 years from Kokumin Kaishine



社会環境禁煙化の足跡

静岡県や浜松市はビッグイベント(table1)が続いていた

2003年第58回NEW!!わかふじ国体(健康増進法施行の翌年)

2004年しずおか国際園芸博覧会(たばこ規制枠組み条約発効の前年)

2005年政令市浜松誕生

2009年浜松モザイカルチャー世界博

2009年富士山静岡空港開港

全国的や全世界的なイベントが目白押しだった。

大勢の集まる箇所での受動喫煙対策は重要で、結果的に喫煙率低減につながる。

かねがね個別対応での禁煙支援に限界を感じていたので、社会への働きかけは意義のあるものだった。

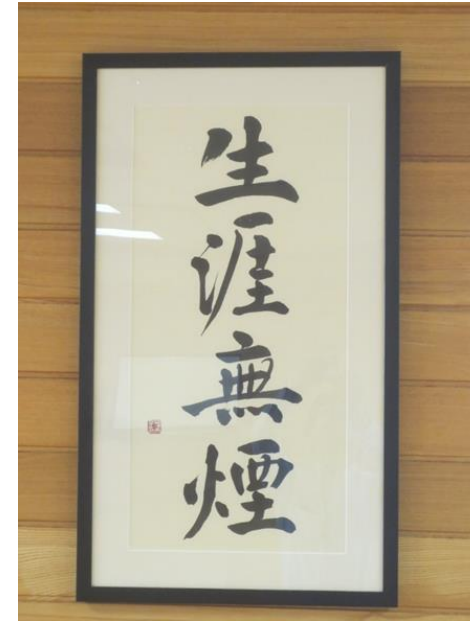


1999 ~	Yutoh Elementary School 6th graders start smoking prevention education
2003	Article 2003 (Prevention of passive smoking) of the Health Promotion Act, 2558 NEW!! Wakafuji Kokutai (Held in 2003) Ratification of the Framework Convention on Tobacco Control in 2004 (FCTC)
2004	Lake Hamanako Flower Exhibition (International Horticultural Exposition: Pacific Flora 2004)
2007	Hamamatsu City Taxi Association non-smoking lecture
2008	Measures against smoking started in the precincts of oki-jinja Shrine.
2009	Opening of Fujisan Shizuoka Airport Lake Hamana Steric Gardening Exhibition (mosaic culture)
2010	Kanagawa Prefectural Ordinance on the Prevention of Passive Smoking in Public Facilities was enacted. Passive Smoking Prevention Summit IN Hamamatsu
2012	Hyogo Prefectural Ordinance on the Prevention of Passive Smoking enacted in 2012
2013	All Hamamatsu manner ashtrays were removed. Fujinokuni Passive Smoking Prevention Project Production of CDR "To You Tomorrow" to prevent passive smoking
2015	Celebrating the No. 1 healthy life expectancy event in Hamamatsu, a government-designated city in 2015
2015	Medi-message 2015 School of Medicine
2017	The World's Level Olympic Smoking Campaign I Want to Tell You
2018	Medi-message 2018 School of Medicine
2019	Symposium on the Promotion of Smoking Cessation in Restaurants

Table1

Hamamatsu Municipal Yuto Elementary School

雄踏小学校 喫煙防止教室(1999年～)



lifetime smokeless
Fig2

Time since smoking began(years) & Japan Tobacco Inc. announced the smoking rate among adults

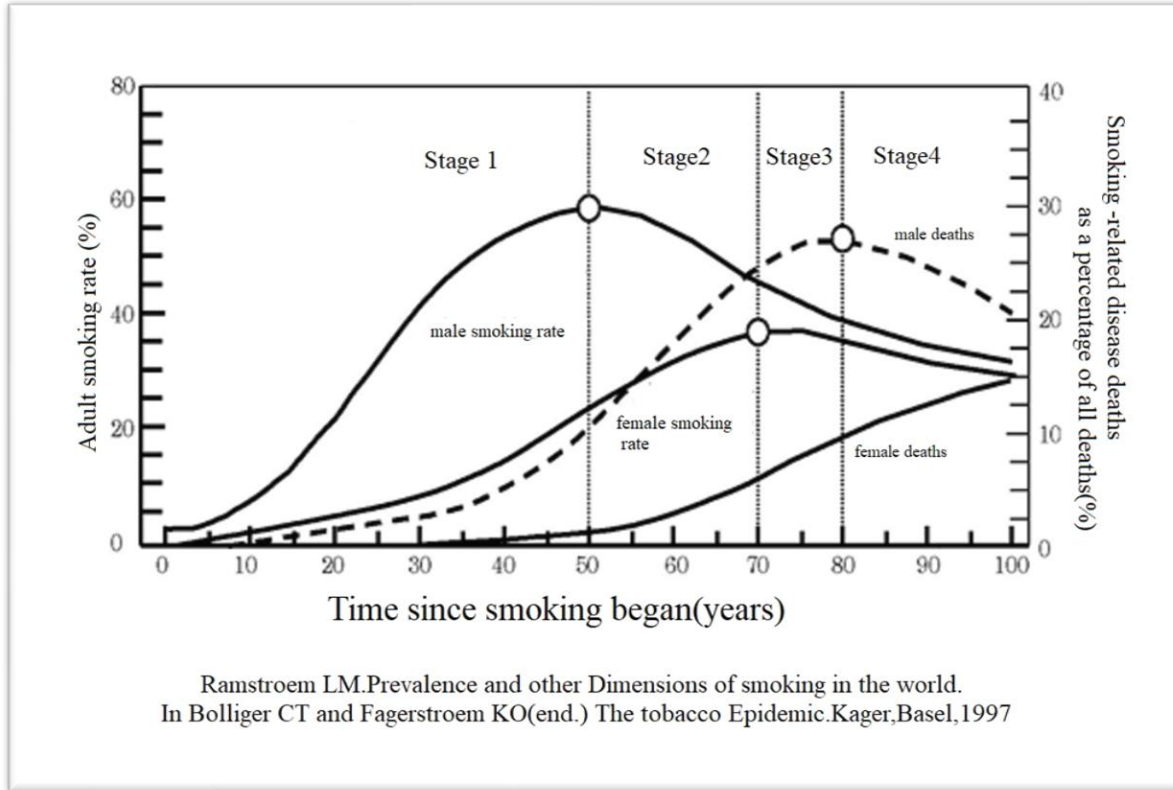


Fig3

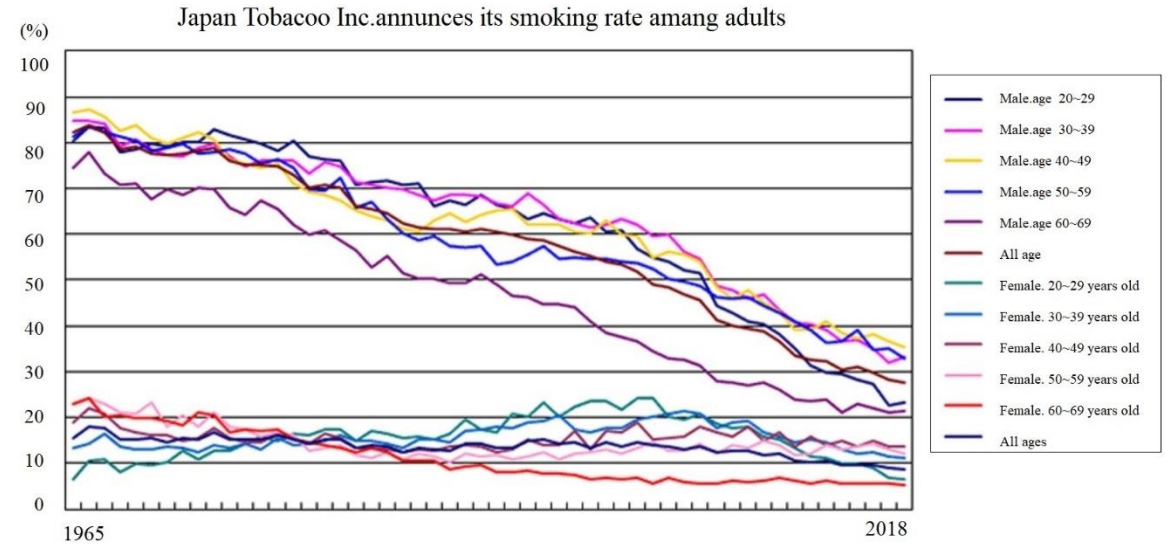


Fig4



要請へのステップ

- ★ 祭典の主催者 ⇒ 1) 町内8つの自治会
- ★ 開催場所提供 ⇒ 2) 息神社氏子総代
- ★ 広報などの協力 ⇒ 3) 雄踏町祭典担当課
- ★ 参加者への要請 ⇒ 4) 祭典全体会議
- ★ 路上喫煙の防止 ⇒ 5) 各字自治会での要請



平成17年9月 各字自治会長へ要請



平成18年9月全体会議で説明

神主・氏子総代(文化財保護・火災予防)
連合自治会 (未成年健全育成)
医師会(公衆衛生活動)



Fig6

健康増進法第二十五条

健康増進法：2002年7月26日可決成立
8月2日公布 2003年5月1日施行

第五章第二節 受動喫煙の防止

Fig7

学校、体育館、病院、劇場、観覧場、**集会場**、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない

CDR (compact disc—recordable) for youth awareness of passive smoking prevention (make it for you tomorrow)

未成年への受動喫煙防止啓発CDR（明日の君たちへ作製）



Fig 8

浜松駅周辺の喫煙所撤去へ（JR浜松駅口・北口）

Hamamatsu Manner: From the installation to the removal of ashtrays In September 2008, “Hamamatsu Manner ash



(Fig9)



浜松タクシー禁煙講演



Fig10

乗務員およそ500名聴講

受動喫煙防止サミット IN 浜松 松沢前神奈川県知事 基調講演



Fig11

議員・公務員・一般市民
500名が聴講

あなたに伝えたい世界水準のオリンピック喫煙対策 ～東京都医師会の挑戦～ 2017年11月19日開催

小規模飲食店喫煙対策シンポジウム Countermeasures against smoking at small restaurants

(55% of eating and drinking places are not regulated)

あなたに伝えたい
**世界水準の
オリンピック喫煙対策**
～東京都医師会の挑戦～

11/19日 13~16時
グランドホテル浜松2F 鶴の間 **入場無料**

session1 公益社団法人 東京都医師会 会長 尾崎 浩夫 先生
【何故、東京都医師会はタバコ対策に力を注ぐのか?】

session2 東京都福祉保健局 技監 野井 敏子 先生
【東京都の受動喫煙防止対策】

session3 東京都医師会タバコ対策委員会 委員長 村松 弘康 先生
【東京オリンピックに向けたタバコ対策】



Fig12

一般市民150名聴講

飲食店経営者の皆様へ

**喫煙対策しないと
罰金50万円が始まるの知ってます?**

令和時代の飲食店・宿泊施設の受動喫煙対策教えます

7/7日
10:00~12:00
(9:30開場)
会場
浜松市雄踏文化センター
大ホール(西区雄踏町字布見 5427)
(TEL:053-596-1100 FAX:053-596-1277)

原田 綾子 (Hiro Hiro (パーソナリティ))
加藤 一博 (清和大学健康増進学部の第一人者)

望月 友美子 (日本の飲食店連盟の第一人者)

講師 X 氏 (飲食店喫煙対策推進の第一人者)

主催: ことばをタバコから守る会 及び 寺岡氏の健康増進会を支援する会
共催: 雄踏町医師会 後援: 静岡県医師会・清和大学・清和大学教員会・清和大学学生会・日本健康増進学会 協賛: 雄踏町医師会 協賛: 静岡県医師会 協賛: 清和大学 協賛: 清和大学学生会 協賛: 清和大学学生会 協賛: 清和大学学生会

Fig13

飲食店関係者・一般市民

第58回NEW!!わかふじ国体

(2003年 夏季:9.13 ~ 9.16 秋季:10.25 ~ 10.30)

2003年に健康増進法が施行

開催市(17か所)および町(5か所)の競技場に、競技場
受動喫煙対策の徹底をmail要請あるいは、新聞投稿した



第58回わかふじ国体開会式場(袋井エコパアリーナ)

Fig14



Fig15

富士山静岡空港開港 (2009年6月4日)



富士山静岡空港の受動喫煙対策を要請！

空からひらこう静岡の未来
富士山静岡空港



Fig16

浜名湖モザイカルチャー博 (2009年9月19日～ 11月23日)

浜松市西区の浜松市フラワーパークで66日間開催



Fig17

浜松市民喫煙率(2016年)

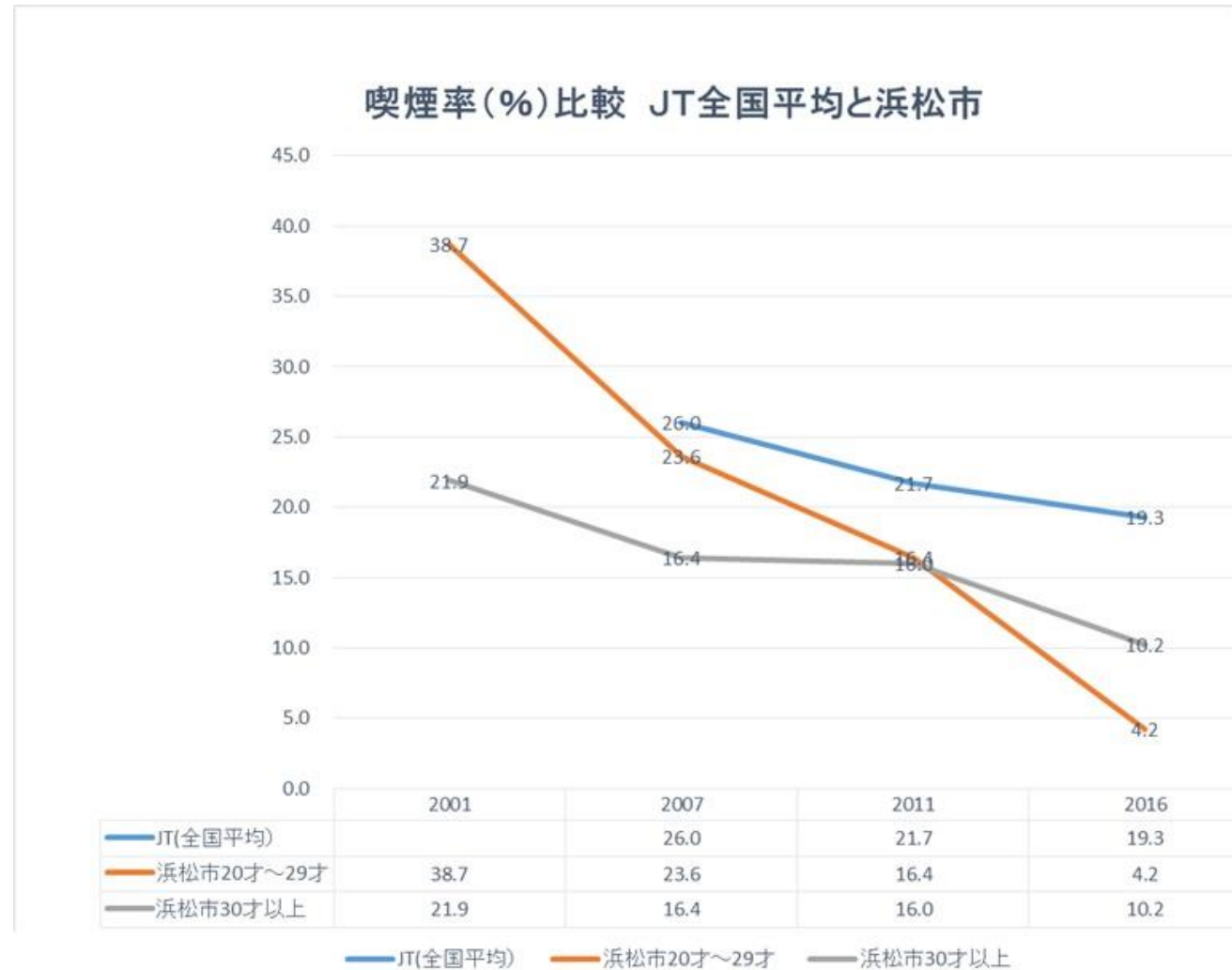


Fig18

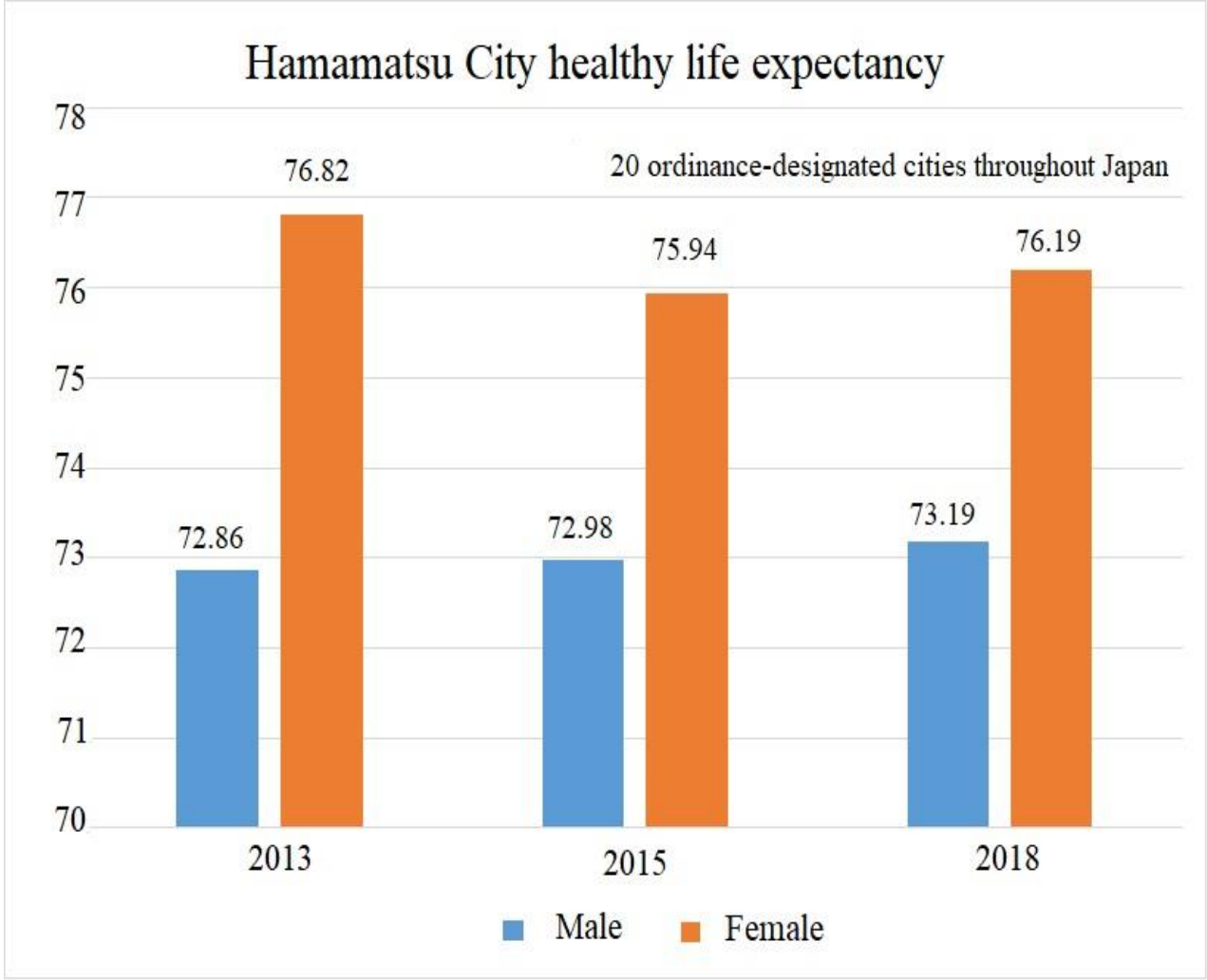


Fig19

結 果

- 1)20年間の市民活動(地域祭典・防煙教育(小学生)・タクシー業界・駅前灰皿撤去・広域自治体及び市民啓発・飲食店啓発により、浜松市民喫煙率は10.2%まで低下した。
- 2)30～50歳代の35%内外は喫煙継続のため、家族への受動喫煙が懸念される。
- 3)改正健康増進法では、飲食店のおよそ55%が規制対象外であり、従業員・非喫煙者のみならず、喫煙者の健康被害が深刻である。
- 4)タバコ税収と社会的損失を勘案し、医学的見地から提言すべき時代である。
- 5)既存の枠組みの変革のために、継続した講演会開催や、新聞投稿などアドボカシー活動で世論形成することも有効である。
- 6)民主主義の原則は、多数決の原理と少数派の権利(Majority Rule, Minority Rights)を組み合わせることが肝要である。
- 7)健康寿命の延伸には、タバコ対策は重要である。

結 語

無煙世代の育成、喫煙者への禁煙サポートに加え、社会環境禁煙化は重要である。主に公共空間から吸える場所を減らしていく、無くしてゆく作業は、一朝一夕には成し得ないものがある。しかし法規制整備やビッグイベント開催に絡めると、理解されやすい。

医師法第一章、総則第一条に「医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するもの」と記載してあるので、公衆衛生最大の障壁に対峙する必要がある。

非感染性疾患で最大の死亡要因は喫煙行為である。これを理解、周知するには時間が掛かるが、20年掛かって喫煙率は低下した。

しかし、まだまだ企業には大勢の現役喫煙者が存在しており、健康経営との点からの働き掛けは重要である。